

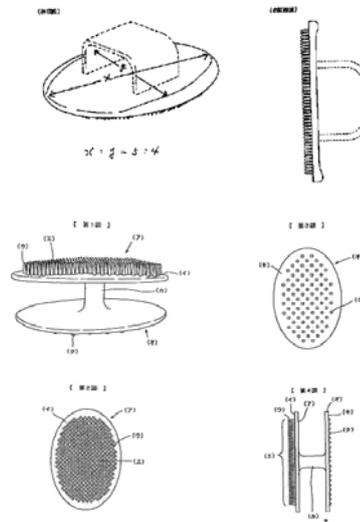
## 化粧用パフ 部分意匠事件

部分意匠の類否判断も一般需要者を基準

意匠の類否は、一般需要者を基準とし、登録意匠と類似の美感を生じさせ、両意匠に混同を生じさせるおそれがあるか否かによって決すべきものであることにかんがみると、意匠に係る物品の類否も、一般需要者を基準とし、両物品が同一又は類似の用途、機能を有すると解される結果、両物品間に混同を生じさせるおそれがあるか否かという観点からこれを決すべきものと解される

「楕円形の薄板状の本体の片面に、若干の幅の周縁部を除き、根元から先端に向かってやや小径となる突起を多数設けて構成されるブラシ部」を有している点を共通にする以上、両意匠の形態は類似する

イ号物品に化粧の汚れを落とす機能と、マッサージ機能を認定するとともに、本件意匠の化粧用パフについても、単に白粉の塗布機能のみならず、洗顔や、化粧落とし機能があり、両者は類似物品である



230 大阪地判H17/12/15 化粧用パフ事件

## 長柄鋏事件 意匠の要部

関心は各部長さの比率と機能を有する刃部

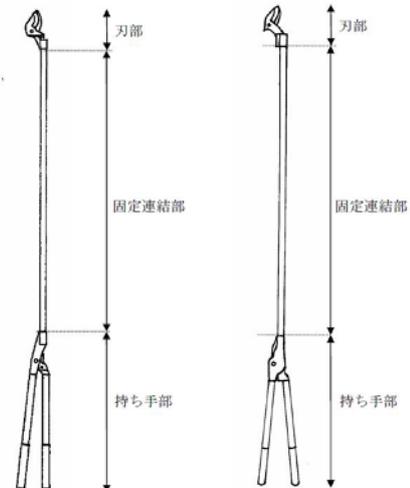
本件登録意匠の要部は、刃部の形状及び長柄鋏全体に占める固定連結部や柄部の長さの比率であると認める

需要者は、刃部の形状自体については、長柄鋏における最も重要な機能を有する箇所であるため、注目するものの、そのなかでも、刃部の刃体の形状に関心が集まる

その取付部に対する関心の度合いは高いとは考えられない

両意匠とも、固定連結部の上端にある円筒状取付部の側面に垂直方向に取り付けている点で共通しており、被告意匠の方がタグ状の取付部があるため頑丈な印象を与える程度の違いにしか過ぎない。

本件登録意匠との共通点から受ける印象が、差異点に係る具体的な形状の違いから受ける印象を凌駕しており、両意匠が視覚を通じて起こさせる全体としての美感を共通にしている



231 大阪地判H22/12/16 長柄鋏事件

## 学習机事件 意匠の利用関係

非類似意匠を実施すると必然的に利用する意匠

**意匠の利用**とは、ある意匠がその構成要素中に他の登録意匠又は類似する意匠の全部を、その特徴を破壊することなく包含し、この部分と他の構成要素との結合により全体としては登録意匠とは非類似の一個の意匠をなしているが、この意匠を実施すると必然的に登録意匠を実施する関係にある場合をいう

登録意匠の出願の先後関係により**先願の権利を優先**せしめ、後願の登録意匠又はこれに類似する意匠が先願の登録意匠又はこれに類似する意匠を利用するものであるときは、後願にかかる意匠権の実施権をもつて先願にかかる意匠権の排他権に対抗しえない

意匠中に他人の登録意匠の全部が、その**特徴が破壊されることなく、他の部分と区別しうる**態様において存在することを要し、もしこれが**混然一体となって彼此区別しえない**ときは、利用関係の成立は否定される

